

価格高騰対策低所得者世帯等 支援給付金のご案内（こども加算）



令和5年度**住民税非課税世帯**及び**住民税均等割のみ課税世帯**のうち、18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）のこどもがいる世帯に対して給付金を支給します。

給付金の支給額

こども1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

市役所が申請書を受理した日から
2~3週間後を目安に指定の口座に
振り込みます。

支給対象世帯

基準日（令和5年12月1日）に**薩摩川内市に住民登録**があり、次の①または②に該当する世帯で、**支給対象児童を扶養**している世帯

- ① 住民税非課税世帯への給付金（1世帯あたり7万円）を受給した世帯
- ② 住民税均等割のみ課税世帯への給付金（1世帯あたり10万円）を受給した世帯

支給対象児童

以下のいずれかに該当する児童

- ・ 基準日（令和5年12月1日）において、上記支給対象世帯と同一世帯となっている18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童
- ・ 令和5年12月2日以降に出生した新生児
- ・ 別世帯だが、扶養している18歳以下（平成17年4月2日生まれ以降）の児童

支給対象とならない世帯

- ・ 世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯
- ・ 施設入所児童など、基準日（令和5年12月1日）において、扶養されていない児童のみの世帯
- ・ 他市町村より同給付金の支給を受けた（受ける予定）者を含む世帯

支給手続き

- **必要事項**を記入し、必要書類とともに、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※令和5年度の給付金において、振込を行った口座情報を印字して送付しております。
(世帯主以外が受給されていた場合は、口座情報は記載されていません。)

※振込口座が記載されていない場合や記載されていた振込口座を変更する場合は、
下記書類の写し(ア・イ)を申請書裏面に貼り付けて提出してください。

- ア. **口座確認書類** (通帳の見開きのページやキャッシュカード等の写し)
- イ. **本人確認書類** (マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し)



- **提出期限** **令和6年5月31日(金)** ※当日消印有効

振込口座がない場合は、価格高騰対策支援給付金事務局までお問い合わせください。

留意事項

- ① 支給要件に該当するか確認できない場合は、関係書類の提出をお願いする場合があります。
- ② 申請期限までに、申請書の提出がない場合又は特段の事情がなく市が申請者等に連絡・確認ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ③ 本給付金を給付した後、世帯員が修正申告等により令和5年度住民税が課税になった場合や、住民税課税者に世帯全員が扶養されていることが判明したときは、給付金を返還していただきます。
- ④ 給付金の支給要件を審査するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める場合があります。



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに国、都道府県、市区町村(職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

薩摩川内市 価格高騰対策給付金事務局 (本庁舎6階 605会議室)



0996-23-5831 受付時間 平日8:30~17:15 (土日祝を除く)